

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号					
不利益処分の種類	指定介護予防サービス事業者の業務運営の公表	根拠条項	第115条の8第2項					
処 分 基 準	<p>(1) 県が、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の8第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったとき</p> <p>(3) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第35号）</p> <p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について （平成11年9月17日 老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>							
対応 区分		処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課		目次 NO	